

令和5年4月1日

千葉県自治研修センターにおける新型コロナウイルス感染症対策

千葉県自治研修センター（以下、「研修センター」という）では、以下のとおり新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

1 組織体制の整備

千葉県自治研修センター（以下、「研修センター」という。）においては、新型コロナウイルス感染症対策にあたる感染対策室を設置し、感染対策に取り組む体制を整備することとする。

（1）対策室の設置

研修センター内に「新型コロナウイルス感染対策室」を設置する。

（2）対策室の役割

- 平時においては、感染対策の検討及び実施を行う。
- 感染者等の発生時においては、事務局長の指示の下、対応の総括・指示並びに市町村等との情報発信をする。

（3）対策室のメンバー

対策室の構成員は、事務局長及び研修センター所属職員全員とする。

2 感染対策

（1）健康観察

ア 各団体の研修担当課は、受講する研修生へ以下のことを周知してください。

- 来所する前に発熱・咳・くしゃみ・鼻水（アレルギーを除く）等の症状がないか各自確認し、不安がある場合には来所しないこと。
- 来所しない場合は、速やかに所属団体の研修担当課へ連絡すること。
- 研修担当課は、研修生から連絡を受けたら速やかに研修センターへ連絡し、研修の欠席または、受講取消の手続きをすること。

イ 研修センターは、研修講師へ講義依頼とあわせて以下のことを依頼します。

- 来所する前に発熱・咳・くしゃみ・鼻水（アレルギーを除く）等の症状がないか確認し、不安がある場合には来所しないこと。
- 来所しない場合は、研修センターへ連絡すること。
- 講師から連絡を受けた場合、研修センターは速やかに当該研修等の延期または中止を決定し、研修生の所属団体へ連絡します。

(2) 研修中の昼食について

研修施設内で食事する場合は、教室または指定の場所をお願いします。

(3) 手指用消毒液の設置

施設内に手指用消毒液を設置します。

(4) 換気

可能な限り、教室は常時2方向の窓やドアを同時に開け、換気を行います。

(5) 研修生の健康状態確認

受講中、咳・くしゃみ・鼻水等の症状がある研修生に対して、研修センター職員が確認のため声をかけることがあります。

確認の結果により、マスク着用・席変更等をお願いすることがあります。

(6) マスク

研修生・講師・研修センター職員のマスク着用については個人の判断となりますが、グループワークを実施する場合は着用を推奨します。

千葉県自治研修センター新型コロナウイルス感染症対策 変更点

	令和5年4月～	令和2年7月～令和5年3月
教室の定員	研修ごとの定員	教室20人、講堂40人
身体的距離の確保	新型コロナウイルス感染症拡大前と同様の扱いとする。	研修生、職員及び講師の間に可能な限り身体的距離を確保する。 (1～2m) 対面とならないような形で研修を行う。
グループワーク等	講師と相談し、必要な場合は実施する。 対面の研修生との距離が1m以上離れるように席を配置する。	原則、実施しない。 講義形式では研修効果が期待できない場合のみ実施するが、対面の研修生と距離が2m程度離れ、正対しないよう席を配置する。
演台のパーテーション	原則、設置しない。	講堂の演台で使用
検温・体調確認	原則、実施しない。 研修中に咳・くしゃみ・鼻水などの症状がある研修生には個別に声をかける。	事前に研修生へ健康観察カードを配布し、研修当日に記入・持参してもらう。 職員が朝玄関ホールで健康観察カードを確認し、非接触型温度計で検温して異常がなければ入室させる。 発熱や風邪症状のある研修生は受講を認めない。
マスクの着用	個人の判断に委ねるが、グループワーク等を実施する場合は着用を推奨する。	研修中は着用するよう依頼
換気・手指消毒	当面継続する。	原則、研修中は常時2方向以上の窓やドアを同時に開けて換気する。 手指用消毒液を施設内に設置する。
昼食場所	教室または指定の場所とする。	教室の自席とする。
教室の消毒作業	実施しない。	一日の研修終了後、机・椅子・教室ドアノブ等を職員が消毒する。
感染者・濃厚接触者の報告	実施しない。	研修後2週間以内に感染したまたは濃厚接触者になった研修生がいた場合は、所属団体から研修センターへ報告してもらうよう依頼。 報告があった場合は、状況に応じて他の研修生へ注意喚起を行う。